

**「住宅宿泊協会（仮称）」**  
“Japan Association of Vacation Rental”  
(JAVR)

記者発表資料

2018年12月11日

# 設立の目的

- (1) 違法住宅宿泊・バケーションレンタルの撲滅等の「適正化」
- (2) 住宅宿泊・バケーションレンタル関連産業の健全な発展及び日本の観光産業全体の拡大

# 趣旨

住宅宿泊・バケーションレンタル事業（※）の  
健全な発展に寄与するため

同事業の適正な運営の確保  
及び

同事業の認知向上、制度環境の整備等に向けた活動に取り組む

ことを通じて

我が国の観光産業の発展に貢献していく

※住宅宿泊事業、住宅施設等を活用した旅館業、国家戦略特区を用いた住宅宿泊・バケーションレンタル、住宅宿泊仲介業、他の関連事業を含む

# 会員

- (1) **正会員** 本会の趣旨に賛同する、登録された住宅宿泊仲介業者もしくはその同一企業グループに属する日本法人、または旅行業者もしくはその同一企業グループに属する日本法人のうち、理事会が承認した者
- (2) **賛助会員** 本会の趣旨に賛同する、正会員以外の住宅宿泊関連事業者、住宅宿泊・バケーションレンタル事業の市場拡大に貢献する意思のある企業・団体・個人のうち、理事会が承認した者
- (3) **オブザーバー** 本会の趣旨に賛同した自治体のうち、理事会が承認した者

# 理事・事務局体制

## 【理事会】

- 代表理事 2 名（任期は 1 年）
- 理事 7 名以下（上限人数については理事希望会社の数に応じて調整）

## 【理事会】

- 専属の事務局員 1 名を雇用、もしくはコンサル会社等への運営委託
- 理事会社から各 1 名以上の担当者を登録

# 活動内容（4領域）

## 【第1領域】

健全な住宅宿泊・バケーションレンタル事業の普及に向けた広報、啓発活動

- 国内外へのPR、広報活動
- ウェブサイト開設、運営
- シンポジウム開催
- 住宅宿泊・バケーションレンタルと地域経済等に関する調査レポート作成
- 団体としての意思表示等

## 【第2領域】

ホスト・管理者・ゲスト等に向けた教育・研修活動

- オーナー向け教育  
許可取得等に関するセミナー開催  
協会ウェブサイトへのガイダンス掲載  
その他情報提供
- ゲスト向け教育 等

## 【第3領域】

仲介事業者に向けた活動

- 仲介事業者間での情報交換、制度理解促進のための勉強会等を開催（年4回以上）
- 適正化に向け、プラットフォームが掲載すべきでない物件の情報共有の仕組みの検討
- 会員企業をウェブサイトに掲載（非登録の仲介事業者を利用しないように注意喚起）等

## 【第4領域】

政府・自治体・国会等の政策関係者に向けた活動

- 制度的な課題の洗い出し
- 政策提言書の作成
- 政府、自治体、国会議員との意見交換、情報共有、政策提案
- 政府、国会、自治体の関係会議への出席
- 団体としての意思表示等